

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 40 回食品添加物部会

日時 : 2008 年 4 月 21 日 (月) ~ 4 月 25 日 (金)

場所 : 北京 (中国)

議 題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	FAO/WHO 及び第 68 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) からの関心事項
4.	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大基準値の承認 / 改訂
5.	食品添加物のコーデックス一般規格(GSFA)
	(a) GSFA に関する電子作業部会の報告
	(b) GSFA 食品分類システムの改訂原案
	(c) コーデックス個別食品規格に含まれる食品添加物に関する全情報を編集した作業文書
6.	香料の使用のためのガイドライン
	香料の使用のためのガイドライン案 (セクション 4 及び Annex A、B を除く)
	香料の使用のためのガイドライン原案 (セクション 4 及び Annex A、B)
7.	加工助剤
	(a) 加工助剤の使用に関するガイドライン及び原則に関する討議文書
	(b) 加工助剤一覧: 更新リスト
8.	食品添加物の国際番号システム (INS)
	(a) コーデックス分類名及び INS (CAC/GL 36-1989) の改訂案
	(b) INS の変更 / 追加の提案
	(c) 食品添加物の同一性及び純度に関するコーデックス規格と INS における物質名の不整合に関する討議文書
9.	食品添加物の同一性及び純度に関する規格
	第 68 回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格
10.	JECFA による評価のための食品添加物の優先リスト
	既に優先リストに掲載されている物質に関する情報及び新たな評価要請
11.	その他の事項及び今後の作業
12.	次回会合の日程及び開催地
13.	報告書案の採択

※標記会合に先立ち、2008 年 4 月 19 日 (土) に「食品添加物の一般規格 (GSFA)」に関する作業部会が開催された。

ルミニウムとしての値かリン酸塩類としての値かの明確化、について意見を求めるとする物理的作業部会の勧告に合意し、当該情報が入手可能になった時点で、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）に対して暴露評価を行うよう要請することとした。

- 合成着色料

JECFA 事務局は、着色料のアルミニウムレーキの最大使用基準値を設定する際は、レーキの色素部分は各着色料の ADI（一日摂取許容量）及びアルミニウム部分についてはアルミニウムの PTWI（暫定耐容週間摂取量）双方を考慮する必要があることを指摘した。

部会は、これら添加物の最大使用基準値設定にあたり、合成着色料の両要素ならびに入手可能なあらゆる情報を考慮しなければならないことを確認した。

- 50 の食品添加物条項の案及び原案に係る作業を中止すること。
- 16 の新規の食品添加物条項案をステップ 3 及びステップ 4 として GSFA に盛り込むこと。
- 15 の食品添加物条項原案及び案について追加情報を求めること。
- 以下の事項を第 31 回総会に諮ること。
 - ▶ 29 の食品添加物条項案及び原案（ステップ 8 もしくはステップ 5/8）
 - ▶ 食品分類 04.1.1、04.2.1、08.1 及び 09.1 並びにこれらの下位分類における着色料に関する条項の修正（注釈 4 及び 16 の追加）（採択）
 - ▶ 21 の食品添加物条項の廃止（採択）

また、米国主導による電子作業部会を設置し、次回会合に向けて、ナイシンやアスパルテム・アセスルファムカリウム塩を初めとする 11 の食品添加物条項案及び原案に関する採択、修正あるいは中止の勧告を含む報告書を作成することとされた。さらに、次回会合に先立ち、米国主導による物理的作業部会を開催し、時間の制約から今次会合で検討できなかった事項、電子作業部会の報告及び関連コメントについて検討することとされた。

(b)GSFA 食品分類システムの改訂原案

電子作業部会の報告書に基づいて議論が行われた。我が国から、食品分類 06.8.1 (Soybean-based beverages) 及び 06.8.2 (Soybean-based beverage film) のタイトルに“soybean milk”の用語を含めるよう改訂する提案を行った。これに対し、いくつかの国は、消費者の誤解を招くおそれがあること、及び食品分類 06.8.1 が豆乳よりもはるかに幅広い製品を網羅していることを理由として、“milk”という用語を含めるべきではないとの見解を示した。そこで我が国より、説明書きに“soybean milk”の例示を加えることを提案したところ、米国、

第 40 回食品添加物部会 (CCFA) 概要

1. 開催日及び開催場所

日 時：2008 年 4 月 21 日 (月) ～25 日 (金)

場 所：北京 (中国)

2. 参加国及び国際機関

63 カ国、1 加盟機関 (EC)、29 国際機関 (参加者総数約 250 人)

3. 我が国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

基準策定専門官

磯崎 正季子

国立医薬品食品衛生研究所添加物部第一室長

佐藤 恭子

農林水産省消費・安全局国際基準課課長補佐

小出 純

農林水産省消費・安全局国際基準課食品規格係長

竹下 陽子

内閣府食品安全委員会事務局評価課添加物係長

大竹 詠子

国税庁課税部鑑定企画官付鑑定官

小濱 元

(独)酒類総合研究所品質・安全性研究部門副部門長

後藤 邦康

テクニカルアドバイザー

(社)日本食品衛生協会

長井 幸乃

(社)日本食品衛生協会

林 新茂

(社)日本食品衛生協会

平川 忠

(社)日本食品衛生協会

岡村 弘之

4. 議題の概要

議題 5. 食品添加物のコーデックス一般規格 (GSFA)

(a)GSFA に関する電子作業部会の報告

本会合に先立って開催された物理的作業部会 (座長：米国) において議論され、本会合では、物理的作業部会の勧告事項に基づき議論された。主な合意事項は以下のとおり。

- アルミニウム含有食品添加物

- (i) アルミニウム含有食品添加物に関する条項案及び最大使用基準値がアルミニウムとしての値か否かの明確化、(ii) 塩基性リン酸アルミニウムナトリウム (INS 541) の報告根拠の明確化、(iii) 最大使用基準値がア

豪州、ブラジル等からの賛同が得られた。

食品分類システムは **GSFA** において食品添加物の使用を指定するための道具であり、表示を目的としたものではないことを確認するとともに、食品分類 **06.8.1** のタイトルは変更せず、当該分類の説明書きに「多数の国々において、当該分類には豆乳と称される製品が含まれる」旨の記述を追加することで合意した。

(c)コーデックス個別食品規格に含まれる食品添加物に係る全情報をまとめた作業文書

コーデックス事務局より、コーデックス個別食品規格に含まれる食品添加物に関する全情報をまとめた文書情報をまとめるにあたり浮上した問題点として、(i) コーデックス個別食品規格に含まれる食品添加物条項の説明の矛盾、(ii) 「暫定的承認」条項、の2点が揚げられ、個別食品規格の食品添加物条項の **GSFA** への統合プロセスを促進するためには、これらの問題に対処する必要があると合意した。

また、確認された問題の解決には、個別食品部会並びに、問題の規格を担当する部会がない場合には **CCFA** による相当量の作業が必要となること、個別食品部会に求められる追加の作業負荷が、これら部会の作業に大きな影響を及ぼすこと、及び作業の進行は個別食品部会が当該作業にどの程度の優先順位を与えるかによることが示された。

討議の結果、問題点を明確化し、具体的な勧告を盛り込んだ、より焦点を絞った討議文書をスイスが作成することとされ、次回会合にて同討議文書を検討し、その後、必要に応じて更なるガイダンスのため、執行委員会を通して第 **31** 回総会に付託することに合意した。

議題 6. 香料の使用のためのガイドライン案

本ガイドライン案のセクション 4（特定の勧告事項を有する香料物質及び天然香料複合物の成分）については、電子作業部会の報告書に基づいて議論が行われたが、天然香料の一般要求事項 (**CAC/GL 29-1985**) の表 (**Biologically Active Substances**) についてはこれに掲げられた成分が **JECFA** の評価を受けて新たなガイドラインに掲載されるまで維持されるべき等、各代表団から懸念が示されたことを踏まえ、議長から関心のある各国代表団に対して、合意が得られるような解決策を模索するよう指示がなされた。その結果、各国が健康上の懸念が明らかとなった香料についてリスク管理措置をとるにあたって検討すべき基準等を示したセクション 4 の改訂案が提示され、明確化や統一性を図るため一部修正が行われた上で合意された。また、付属文書 A 及び B は不要であること

が確認された。

統合ガイドラインのセクション1, 2, 3, 5, 6及び7をステップ8で、セクション4をステップ5/8で採択するよう、第31回総会に諮ることに合意した。更に、天然香料の一般要求事項(CAC/GL 29-1985)の廃止を勧告することが合意された。

- (注) 付属文書A 特定の勧告事項を有する香料物質及び天然香料複合物の成分
付属文書B 香料を製造するために適した芳香原料のリストの参考文献

議題7. 加工助剤

(a)加工助剤の使用に関するガイドライン及び原則に関する討議文書

電子作業部会から提出された討議文書及び会期中に配布された改訂プロジェクト・ドキュメントに基づいて議論が行われた。

改訂プロジェクト・ドキュメントに修辞上及び内容の一部修正を行った上で、新規作業として第31回総会に提出することに合意した。

議題10. JECFAによる評価のための食品添加物の優先評価リスト

会期中に開催された作業部会の報告書に基づき議論された結果、優先順位が高いとされた添加物は以下のとおりである。

- Sucrose oligoesters Type I and II (安全性評価及び規格)
- Branching enzyme from *Rodothermus obamensis* expressed in *Bacillus subtilis* (安全性評価及び規格)
- Flavours
- Glycerol ester of gum rosin (安全性評価及び規格)
- Glycerol ester of tall oil rosin (安全性評価及び規格)
- OSA (octenyl succinic acid) modified acacia gum (gum Arabic) (安全性評価及び規格)
- DATEM (Diacetyl tartaric and fatty acid esters of glycerol) (規格の改訂)
- Ferrous ammonium phosphate (食品の栄養強化目的での使用での安全性評価及び規格)
- Cyclamic acid and salts (暴露評価)
- Nisin preparation (定義の改訂及びタイトルの再検討)

(参考)

食品添加物部会 (CCFA) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
食品添加物の一般規格 (GSFA) の食品添加物条項の一部	8, 5/8	・ 第 31 回総会
GSFA の食品分類システム (FCS) の改訂原案	5/8	・ 第 31 回総会
香料の使用についてのガイドライン案 (セクション 1, 2, 3, 5, 6, 7) と原案 (セクション 4)	8, 5/8	・ 第 31 回総会
コーデックス分類名及び食品添加物国際番号システム (INS) の改訂原案	8	・ 第 31 回総会
食品添加物国際番号システム (INS) の改訂原案	5/8	・ 第 31 回総会
第 68 回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格	5/8	・ 第 31 回総会
GSFA の食品添加物条項案及び原案の一部	それぞれのステップ	・ 第 41 回 CCFA
加工助剤の使用に関するガイドライン及び原則	1/2/3	・ 第 31 回総会 ・ 電子作業部会 [座長: インドネシア] ・ 第 41 回 CCFA
INS リストの変更	1/2/3	・ 第 41 回 CCFA
第 69 回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格	1/2/3	・ 第 41 回 CCFA
GSFA の付属文書表 3 の修正	採択	・ 第 31 回総会
GSFA の着色料条項の修正	採択	・ 第 31 回総会
JECFA による評価のための食品添加物優先リスト	採択	・ 第 31 回総会

事項	ステップ	今後のアクション
GSFA の食品添加物条項の一部	廃止	・第 31 回総会
天然香料の一般要求事項 (CAC/GL 29-1985)	廃止	・第 31 回総会
コーデックス食品添加物の同一性及び純度に関する規格	廃止	・第 31 回総会
GSFA の食品添加物条項の案及び原案の一部	作業中止	—
食品分類の適用範囲と着色料使用についての討議文書	—	・第 31 回総会
GSFA に関する電子作業部会の報告	—	・電子作業部会[座長：米国]
コーデックス個別規格の食品添加物条項に対する矛盾に関連した問題点の明確化と勧告についての討議文書	—	・スイスが討議文書を作成
加工助剤として使用する物質の一覧 (更新リスト)	—	・ニュージーランドがリストを更新
食品添加物の同一性及び純度に関するコーデックス規格と INS における物質名の不整合に関する討議文書	—	・電子作業部会[座長：デンマーク]
JECFA による評価のための食品添加物優先リスト	—	・第 41 回 CCFA
GSFA に関する情報と討議を支援する作業文書	—	・コーデックス事務局

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 36 回食品表示部会

日時 : 2008 年 4 月 28 日 (月) ~ 5 月 2 日 (金)

場所 : オタワ (カナダ)

議題

1.	議題の採択
2.	部会に付託された事項
a)	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
b)	FAO 及び WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施について
3.	コーデックス規格案における表示事項の検討
4.	有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン
a)	付属文書 2 の改訂案：表 3 (ステップ 7)
b)	改訂案：エチレンの追加 (ステップ 7)
c)	新規作業提案：付属文書 2 からのロテノンの削除
5.	遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示
a)	包装食品の表示に関する一般規格の修正案 (遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告案)：定義 (ステップ 7)
b)	遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示に関するガイドライン原案：表示規定 (ステップ 4)
6.	包装食品の表示に関する一般規格の修正案：原材料の量に関する表示 (ステップ 7)
7.	栄養及び健康強調表示に関連する広告の定義案 (ステップ 7)
8.	規格化された食品の一般名称の他の食品への使用に関する討議文書
9.	その他の事項、今後の作業及び次回会合の日程及び開催地
10.	報告書の採択

※標記会合に先立ち、2008 年 4 月 26 (土) に「食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施について」に関する作業部会が開催された。

第 36 回食品表示部会 (CCFL) 概要

1 開催日及び開催場所

日 時：2008 年 4 月 28 日 (月) ～5 月 2 日 (金)

場 所：オタワ (カナダ)

2 参加国及び国際機関

72 加盟国、1 加盟機関 (EC)、27 国際機関 (参加者総数 273 名)

3 我が国からの参加者

農林水産省消費・安全局表示・規格課 課長	新井 ゆたか
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課 国際食品室長	池田 千絵子
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 課長補佐	西嶋 康浩
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 新開発食品保健対策室 衛生専門官	調所 勝弘
厚生労働省医薬食品局食品安全部参与	吉倉 廣
農林水産省消費・安全局国際基準課 課長補佐	小出 純
農林水産省消費・安全局表示・規格課 課長補佐	新藤 千絵

4 議論の概要

主要議題は以下のとおり。

議題 2 b) FAO 及び WHO からの提出事項: 食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略 (The WHO Global Strategy on Diet, Physical Activity and Health) の実施について

WHO によって策定された本戦略の実施に関し、CCFL に対して栄養表示関係の事項についての検討が求められている。

部会では、本部会に先立ち開催された作業部会の結果が支持されるとともに、以下の事項が合意された。

① 1.2 栄養強調表示の義務化、1.3 栄養成分リストの拡大

栄養表示ガイドラインのセクション 3.1 及び 3.2 の改訂を新規作業とすることを総会に提案し、電子作業部会を立ち上げ、まず、WHO の戦略に基づく栄養素成分リストの拡大を検討し、義務化するための問題点等を把握する討議文書を作成することが合意された。

② 1.4 読みやすさの強化に向けた栄養表示方法の追加的基準

表示の読みやすさに関する規準及び原則を策定することを新規作業として総会に提案し、電子作業部会で検討することが合意された。

③ 1.5 非感染性疾患のリスクと関係する栄養素の栄養所要量 (Nutrition Reference Value, NRV) 策定

新規作業の提案は行わないこととされた。

④ 3.1 量的表示

WHO 戦略の実施にあたって修正されるべき食品表示に関するコーデックス規格の検討や CCFL によって行われるべき作業を特定する等の目的で、電子作業部会で討議資料を作成することが合意された。

また、次回 CCFL の直前に、①栄養成分リストの拡大や表示の義務化に関する問題点、②栄養表示の読みやすさに関する基準又は原則の策定、③WHO 戦略との関係で検討すべきコーデックスの表示規定を検討するため作業部会が開催されることとなった。

議題4 有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン（ステップ7）

① キウイ及びバナナの収穫後の追熟のために、エチレンの使用を可能とする文言を「有機生産の原則」に追加する修正案

原案どおりキウイ及びバナナの追熟目的に限った使用についてはステップ8に進め第31回総会に提出されることとされた。会議中に要望のあったその他の熱帯果実への適用については、科学的なデータを収集した後に再度検討（ステップ6）することとされた。

② 魚毒性の強いロテノン（デリス根に含まれる殺虫目的で使用される資材）を、使用可能な資材のリスト（注）から削除するか、または、使用に際しては水系に入らないよう限定することとの注釈を追加する新規作業の提案（我が国提案）

ロテノンの削除及び注釈の追加の両論を併記する形で第31回総会に新規作業提案として提出されることとなった。

（注）有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドラインには、有機食品の生産に当たって使用可能な資材(Permitted Substances for the Production of Organic Foods)がリストされている。

議題5 b) 遺伝子組換え／遺伝子操作技術(GM/GE)由来食品及び原材料の表示に関するガイドライン原案：表示規定（ステップ4）

本ガイドラインの策定については、1993年以降議論してきているものである。

本年1月に開催された作業部会では、既存のコーデックス規格等のGM/GE食品の表示に関連しうる部分を基にGM/GE食品表示についての文書（新ガイドライン案）を作成したが、タイトルや冒頭部分の書きぶりについての合意は得られなかった。

この結果をふまえ、米国は、①各国が異なる法律、規則、社会的枠組みの下で異なるアプローチをとっており、これまで長い間議論を続けてきたが合意の見込みもないこと、②新ガイドライン案にある既存の文書の関連部分を抜粋した表について、これを各国でGM/GE表示について検討する際の参考とできるため別途ガイドラインを作る必要性が薄いとして、コーデックス文書の作成のための作業の中止を総会に提出することを提案し、アルゼンチン、メキシコ、カナダ等、多くの国や産業界側NGOがこれを支持した。

これに対し、ECは、新ガイドライン案は15年間の議論の成果であり、従前のガイドライン原案と差し替えて議論を進めることを主張し、ノルウェー、マレーシア、ブラジル、ナイジェリア等多くの国がこれを支持した。我が国も、合意に向けた努力が必要であり、新ガイドライン策定に向けた作業を支持した。

新ガイドライン案を土台として作業を進めていくことに多くの支持があったことから、従前のガイドライン原案に代えて、これを基とした検討を進めていくことが合意されるとともに、新ガイドライン案のタイトルを、その性質に鑑み、「ガイドライン」ではなく「提言（Recommendations）」とすることが合意された。

議題6 包装食品の表示に関する一般規格の改正案:原材料の量に関する表示(ステップ7)

第28回部会(2000年)より、「包装食品の表示に関する一般規格」の「原材料の量に関する表示」(セクション5.1)の修正について議論している。

修正案では、最終製品に対する使用原材料の割合を表示することになっている(例:100グラムのソースを作るのに120グラムのワインを使用する場合には、ワイン含有率120%という表示になる)が、この表示は消費者に混乱を引き起こすことから、このような場合には、「最終製品(ソース100グラム)を作るために必要な原材料の重量(ワイン120グラム)を表示してもよい(may)」との規定を追加する案が了承されるとともに、記載をより明確にするための脚注の追加等の変更を加えた上で、第31回総会において最終採択に付されることとされた。

議題8 規格化された食品の一般名称の他の食品への使用に関する討議資料

コーデックス規格や各国の規格で定義された食品名(食品の一般名称、例:apple juice)を改変した名称(例:apple juice drink)を元の定義にあわない食品に使用している場合が多いことから、消費者の混乱等を防ぐための文書の作成(新規作業)が必要ではないかとの問題提起があった。これを受け、新規作業の方向性等を検討するための討議資料を作成するため、前回、栄養価の違い等に検討範囲を絞った電子作業部会が設立されたものである。

電子作業部会報告では、食品の一般名称を一部の栄養成分の量を変更し栄養価が異なることとなった他の食品(新食品)に使用する場合に、消費者の誤認等を招かないため満たすべき条件を提示するための包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改定すべき方向性及びこれを基とした新規作業の提案が含まれていた。

しかしながら、食品の一般名称を新食品に用いる場合は、その食品に不可欠な特徴を新食品でも維持することを原則としながら新食品にはある程度の多様性を認める複雑さや、国ごとに受け入れ可能な多様性が異なることから、食品ごとのアプローチが必要であるとの意見が多く、今回の報告を基とした新規作業の提案を総会へ提出することについては合意が得られなかった。このため、特に今回問題提起された作業範囲の明確化や他のコーデックス規格への影響を検討するため、再度電子作業部会が開かれることとなった(我が国も参加予定)。

(参考)

食品表示部会 (CCFL) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン修正案 (キウイ、バナナに対するエチレンの使用)	8	・ 第 31 回総会
有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン修正案 (その他の熱帯果実に対するエチレンの使用)	6	・ 各国コメント ・ 第 37 回 CCFL
包装食品の表示に関する一般規格の修正案 (原材料の量に関する表示)	8	・ 第 31 回総会
栄養及び健康強調表示に関連する広告の定義案	8	・ 第 31 回総会
包装食品表示に関連する一般規格の修正案 (遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告案) : 定義	7	・ 第 37 回 CCFL
遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告原案	3	・ 第 37 回 CCFL
有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン修正原案 (ロテノン)	1/2/3	・ 第 31 回総会 ・ 第 37 回 CCFL
栄養表示に関するガイドライン修正原案	1/2/3	・ 第 31 回総会 ・ 第 37 回 CCFL
有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン : 付属文書 2 : 表 3 改訂案	作業中止	・ 第 31 回総会
規格化された食品の一般名称の他の食品への使用に関する討議文書	—	・ 電子作業部会 (座長 : カナダ)

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 14 回生鮮果実・野菜部会

日時 : 2008年5月12日(月)～5月17日(土)

場所 : メキシコシティ(メキシコ)

議 題

1.	議題の採択
2. a)	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
b)	生鮮果実・野菜の規格化に関する他の国際機関からの付託事項
c)	国連欧州経済委員会 (UN/ECE) の生鮮果実・野菜規格 ii トマトの UN/ECE 規格 iii リンゴの UN/ECE 規格
d)	生鮮果実・野菜のコーデックス規格の標準様式案
3.	コーデックス規格案及び関連文書の検討 (ステップ 7)
a)	トマトの規格案
b)	トマトの規格案セクション 3-大きさに関する規定
c)	ビターキャッサバの規格案
d)	品質規格への適合に関する生鮮果実・野菜の検査及び認証のためのガイドライン案
4.	コーデックス規格原案の検討 (ステップ 4)
a)	リンゴの規格原案
5.	生鮮果実・野菜の規格化に関する優先リストの改訂案
6.	その他の事項及び今後の作業
7.	次回会合の日程及び開催地
8.	報告書の採択

第 14 回生鮮果実・野菜部会（CCFFV）概要

1. 開催日及び開催場所

日時： 2008 年 5 月 12 日（月）～5 月 17 日（土）

場所：メキシコシティ（メキシコ）

2. 参加国及び国際機関

46 加盟国、1 加盟機関（EC）、2 国際機関（参加者総数 127 名）

3. 我が国からの出席者

農林水産省消費・安全局国際基準課 課長	小川 良介
農林水産省生産局園芸課流通加工対策室 国際調整係長	佐野 文昭
農林水産省消費・安全局国際基準課 調査分析係長	吉尾 綾子

今次会合では、トマトの規格及びビターキャッサバの規格をステップ 8 として、りんごの規格をステップ 5 として総会に提出することが合意されたほか、アボカドの規格改訂、ドリアンの規格、チリペッパーの規格及びツリートマトの規格について、新規作業として総会に提案されることとされた。

特にりんごの規格に関しては、輸入国と輸出国との間における品質についての要件、UN/ECE の規格を基礎とする欧州各国と非 UN/ECE 加盟国との間における定義の考え方及び市場の相違が争点となった。

4. 主要議題の概要

議題 3 a) トマトの規格案

議題 3 b) トマトの規格案セクション 3 - 大きさに関する規定（ステップ 7）

トマトの規格については、サイズに関する規定以外の項目については前回部会までに合意されていたことから、本会合においてはサイズに関する規定についてのみ議論がなされた。その結果、

- ① チェリートマト及びカクテルトマトなどについてはサイズの上限を設けないこと、
- ② サイズの決め方について、直径の大きさだけでなく、輸入国側の規定に基づいて、個数、重量等の方法を用いることも選択肢として含める等の修正がなされ、合意された。

議題 3 c) ビターキャッサバの規格（ステップ 7）

当初案で、注釈に記載されていたシアン化水素の値と取扱いの記述が議論の争点となった。定義において、スイートキャッサバと区別をつけるためにシアン化水素の含有値を 50 mg/kg 以上とするとともに、シアン化水素の最大基準値については、JECFA の評価結果が出るまでの間、暫定的に各国が個別に規制するという一

文を汚染物質のセクションに挿入することが合意された。

また、これまでキャッサバに馴染みのなかった消費者に対して安全に係る情報について提供することが重要との認識に基づき、キャッサバを食べる際に皮をむき十分に火を通すほか、調理の際に使った水は廃棄し、消費又はその他の調理に使用すべきでない旨を明記した文書を表示すること、包装せずに小売する場合であっても消費者がこうした情報を得ることができるようにすべきことを注釈として記載することが合意された。

議題 4 a) りんごの規格原案（ステップ 4）

部会では、EU、タイを中心とする輸入国側から、①“硬さ”、②着色程度による等級わけ、③“ペスト（虫害）”についての規定が必要との意見が出された。これに対し、輸出国側から、①については測定方法が定まっておらず、何をもち適切な硬さとみなすかが難しいこと、②については食味に影響がなく、また同じ品種でも産地や気候など生育環境により多様になること、③については植物防疫の観点から既に対応がなされていることが主張された。これらの争点については今後更に検討することとされた。

さらに、等級（特級、クラスⅠ、クラスⅡ）について、市場占有率に基づき等級わけすべきとする意見と、市場占有率とは切り離し、あくまでも製品の品質に応じて等級わけをするべきとの意見が対立した。等級に関する規定については、りんごのみの問題ではなく、生鮮果実・野菜全てに共通する課題であることから、今後、生鮮果実・野菜のコーデックス規格標準様式において議論することとされた。

(参考)

生鮮果実・野菜部会（CCFFV）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
トマトの規格	8	・ 第 31 回総会
ビターキャッサバの規格	8	・ 第 31 回総会
リンゴの規格原案	5	・ 電子作業部会 [座長：米国] ・ 第 15 回 CCFFV
アボガドの規格改訂案	1/2/3	・ 第 31 回総会 ・ 電子作業部会 [座長：キューバ]
ドリアンの規格原案	1/2/3	・ 第 31 回総会 ・ 電子作業部会 [座長：タイ]
チリペッパーの規格原案	1/2/3	・ 第 31 回総会 ・ 電子作業部会 [座長：メキシコ]
ツリートマトの規格原案	1/2/3	・ 第 31 回総会 ・ 電子作業部会 [座長：コロンビア]
生鮮果実・野菜のコードックス規格標準様式	—	・ 電子作業部会 [座長：フランス] ・ 第 15 回 CCFFV
生鮮果実・野菜の優先リスト	—	・ 第 15 回 CCFFV
生鮮果実・野菜の品質の検査・認証に関するガイドライン	作業中止	・ 第 31 回総会